

甲府市子ども屋内運動遊び場の管理運営を指定管理者に行わせるにあたり、甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第2条の規定に基づき公募し、同条例第11条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年8月8日

甲府市長 樋口雄一

1 指定管理を公募する施設の概要

(1) 施設名称

甲府市子ども屋内運動遊び場

(2) 設置目的

屋内遊び場は、遊びの中で子どもの多様な動きを引き出すとともに、親子一緒に様々な遊びを体験することにより、子どもの運動への興味・関心を深め、もって運動能力向上、子どもの豊かな心や健やかな体の成長に寄与することを目的とし、加えて、屋内遊び場の設置により甲府市中心市街地の賑わいづくりをねらうものである。

(3) 所在地

山梨県甲府市丸の内一丁目10番7号

(4) 建物

東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社1階の一部

2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等

本手続きに関する募集要項、業務仕様書のとおり

4 申請資格要件等

(1) 申請できる者

申請を行うことができる者は、法人その他の団体、若しくは共同企業体とする。
なお、団体の場合、法人格は必ずしも必要としない。

(2) 申請資格要件

法人その他の団体、若しくは共同企業体の構成員全員が次の資格要件をすべて満たすこと。

ア 山梨県内に本店、支店又は営業所等を置いている、又は置こうとする者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから3年を経過していること。

エ 役員等が甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）に定める暴力団員等でないこと。

オ 甲府市から指名停止措置を受けていないこと。

カ 市税の滞納がないこと。

キ 子どもに関わる取組の実績を有すること。

5 手続き等

(1) 本手続きに関する募集要項、業務仕様書、申請書類等は甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 各申請書類の提出期限及び提出先等については、募集要項を参照すること。

6 連絡先

甲府市子ども未来部子ども未来総室子ども応援課

〒400-0034

山梨県甲府市宝二丁目8番19号 甲府市役所西庁舎（旧甲府市立穴切小学校）

TEL 055-231-5538

FAX 055-221-3012

E-mail kodomooen@city.kofu.lg.jp